

外国人の台湾移住申請（類別・資格）条件について

類別	永住 《出入国及び移民法 ¹⁾ 》第 25 条第 1 項				帰化/定住 《移民法》第 9 条第 1 項③第 10 条
	就業 《移民法》第 23 条第 1 項 第 3 号から第 5 号	投資移民 《移民法》第 25 条第 4 項	結婚 《移民法》第 25 条 第 1 項	その他 《移民法》第 25 条 第 3 項	結婚 《国籍法》第 4 条
申請資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 外資企業経理人であること（外資の持ち株比率が 1/3 以上） ● 外国会社が我が国における責任者/外国会社支部経理人 ● 連絡事務所代表者 ● 株式投資が 20 万ドル以上の投資者 ● 専門又は技術性の労働に従事する場合（弁護士、料理人、財税金融サービス、不動産仲介、医療保健など） 	<p>《外国人滞在、居留及び永住方法》第 12 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 投資金額が新台幣ドル 1,500 万以上の営利事業、並びに 5 人以上の本国労働者の就業機会を提供して満 3 年以上の者 ● 中央政府公債新台幣ドル 3000 万元を投資して満 3 年の者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者が台湾に居住し、戸籍登録している我が国国民である者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国に特別な貢献をした者 ● 我が国が必要とする専門人材 ● 文化、芸術、科技、体育、産業などの専門領域において、国際的に承認された試合、競技、評価に参加して優勝を得た者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に帰化を申請して、我が国国籍を取得する者 <ul style="list-style-type: none"> a 我が国国民の配偶者 b 毎年合計 183 日以上、合法に 3 年間継続居留していること c 国内に住所がある者 d 満 20 歳、並びに本国法及び法律に基づき行為能力のある者 e 品行方正、犯罪記録のない者 f 相当な財産又は専門技能を有し、自力で生活できる者、或は生活保障を必要としない者²⁾ g 本国の基本言語能力及び国民権利義務の基本常識のある者³⁾ h 元来の国籍を放棄した者《国籍法》第 9 条

¹⁾ 以下移民法と称する

²⁾ 同左結婚によって永住権を取得するその他規定と同じ

³⁾ 《我が国国籍へ帰化する者の基本言語能力及び国民権利義務の基本常識認定基準》第 3 条第 1 項、下記各号いずれかの事情がある場合、本国の基本言語能力及び国民権利義務の基本常識を具備すると認定する。：一、国内公私立各級学校を 1 年以上在籍した証明を有する者。二、国内政府機関より設けられた課程の出席数又は累計出席数が一定時間に達した証明を有する者。三、我が国の国籍へ帰化する者の基本言語能力及び国民権利義務の基本常識試験に合格した証明を有する者。